

堺市国民健康保険料率等の改定に係る 答申がありました

令和 6 年 1 月 29 日付けで堺市長から堺市国民健康保険運営協議会に諮問を行った堺市国民健康保険料率等の改定に係る内容について、本日付けで同運営協議会から堺市長に別紙のとおり答申がありました。

今後、答申に基づいた条例改正案を令和 6 年第 1 回市議会（定例会）に提案し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する予定です。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 電 話：072-228-7522 ファックス：072-222-1452
----------------------------	---------------------------------------------------------------------



令和6年1月31日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市国民健康保険運営協議
会 長 大 林 健



答 申 書

令和6年1月29日付け堺国保第3280号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1 賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、220,000円とすることを了承する。

2 令和6年度分の国民健康保険料について

令和6年度分の国民健康保険料について、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、以下のとおりとすることを了承する。

(1) 基礎賦課額

所得割の料率を1000分の95.6、被保険者均等割の額を35,040円、世帯別平等割の額を34,803円とする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

所得割の料率を1000分の31.2、被保険者均等割の額を11,167円、世帯別平等割の額を11,091円とする。

(3) 介護納付金賦課額

所得割の料率を1000分の26.4、被保険者均等割の額を19,389円とする。

3 その他

国民健康保険は、安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、平成30年度から広域化が実施され、都道府県単位での運営が始まったが、他の医療保険と比べて年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いことや所得水準が相対的に低く、所得に占める一人当たり保険料の負担割合が高いこと、また、被保険者数が減少傾向にあるなど構造的な問題を抱えていることから、依然として脆弱で不安定な財政基盤を強いられており、今後も保険料負担の増大が懸念されている。

これらを踏まえると、国民皆保険制度の長期的な安定のためには、抜本的な改革が必要と考える。

また、今回、検討していた府内各市町村による保険料率の抑制には限界があり、国保の財政運営は依然として厳しい状況である。

については、引き続き国に対し、制度の見直しと見直しが行われるまでの間の更なる公費投入を求めることが重要と考える。